

同時発表：北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局

令和2年2月27日  
総合政策局運輸審議会審理室

## 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する 諮問及び公聴会の開催決定について

運輸審議会は標記事案について、今後答申に向けて複数回の審議を行うとともに、令和2年4月2日に東京都で公聴会を開催することを決定しました。

標記事案について、令和2年2月26日付で国土交通大臣から運輸審議会に諮問がありました。[資料1](#)

運輸審議会は、標記事案を審議するに当たり公述人のさまざまな意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で令和2年4月2日に公聴会を開催することを決定し、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。[資料2](#)

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は令和2年3月25日に改めてプレスリリース致します。

※運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会HPにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]  
総合政策局運輸審議会審理室 大沢、青木  
(直通) 03-5253-8810 (FAX) 03-5253-1676

[標準的な運賃の告示に関する問合せ先]  
自動車局貨物課 柳瀬、足利  
(代表) 03-5253-8111 (内線 41333)  
(直通) 03-5253-8575 (FAX) 03-5253-1637